

No.157

(平成28年9月30日発行)
(2016年)

ひょうご発

生活情報レポート

Aらしい、

YOUR OWN LIFE

このタイトルには生活、暮らしという意味の「life」のほか、生活のA級ライセンス、暮らしのエースを目指そうという意味が含まれています。

目次

CONTENTS

特集

1~4

「振り込め詐欺を始めとする
特殊詐欺」の被害防止

テスト&リサーチ

5

ガラス製鋼蓋の突然の
破損に注意！！

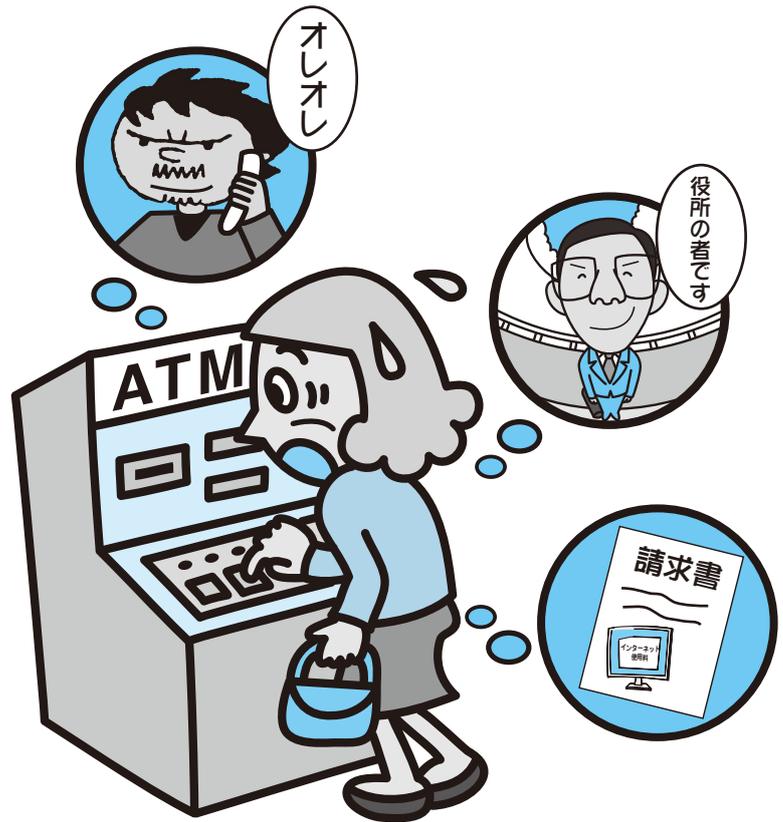
TOPICS

6

景品表示法(不当景品類及び
不当表示防止法)の「表示」の考え方

相談窓口案内

6



「振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺」の被害防止

兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

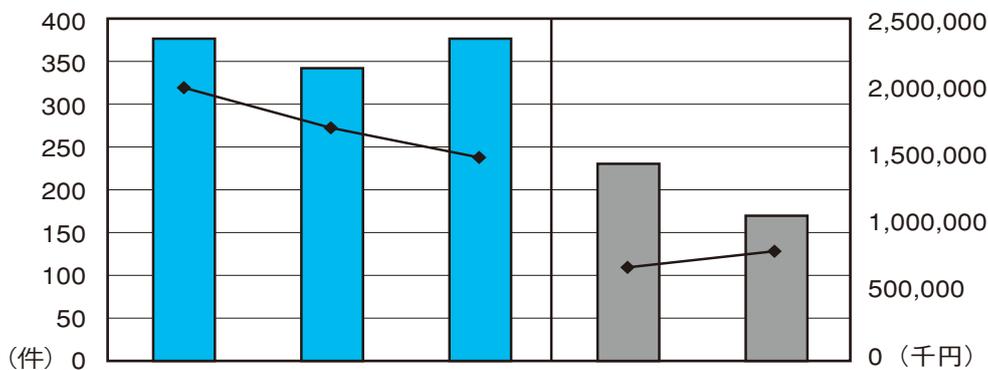
1 「特殊詐欺」とは？

特殊詐欺とは、息子などを装って金銭を要求するオレオレ詐欺、インターネットサイトの利用料金未納などとうその料金請求を行う架空請求詐欺、融資を前提に保証金を要求してだまし取る融資保証金詐欺、役所などを装って医療費の還付などを名目にATMを操作させて送金手続きをさせる還付金等詐欺などをいいます。

2 特殊詐欺の発生状況

警察が認知した被害件数（認知件数）は、ほぼ横ばいで、被害額は平成25年以降、減少傾向にあるものの、依然として高額で推移しています。

平成28年上半年期（暫定値）では、認知件数は昨年より減少しているものの、被害額は大きく増加に転じています。



	平成25年	平成26年	平成27年	平成27年上半期	平成28年上半期
■ 認知件数	375	341	375	227	166
◆ 被害額	2,013,062	1,710,873	1,487,042	668,536	766,668

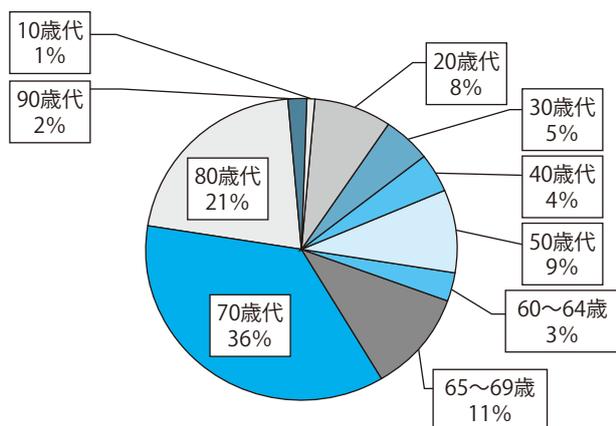
3 特殊詐欺被害の特徴

(1) 高齢者が狙われている

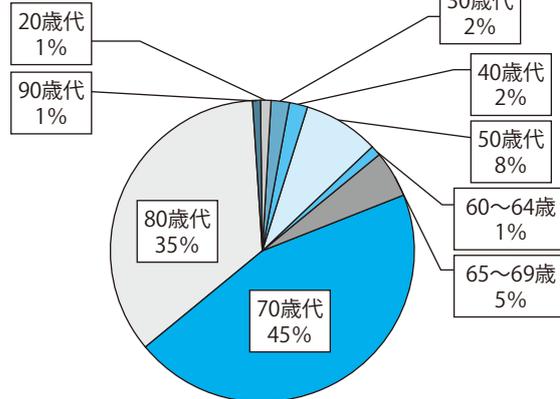
年齢別で見ると、65歳以上の高齢の方の被害が特に目立ち、被害認知件数では約7割、被害額では約8割を占めます。

高齢の方は特殊詐欺の犯人から狙われている可能性が高いことを常に意識していただくとともに、ご家族の皆様は大切なお金を守り被害にあわないよう「家族の絆」でご両親や祖父母等への注意喚起をお願いします。

年齢別被害認知件数割合



年齢別被害額割合

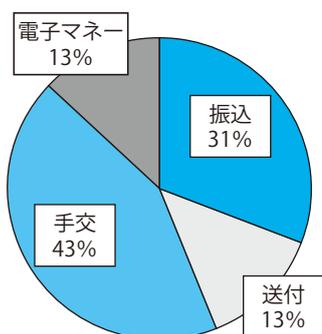


(2) 「振り込まない」詐欺が増加

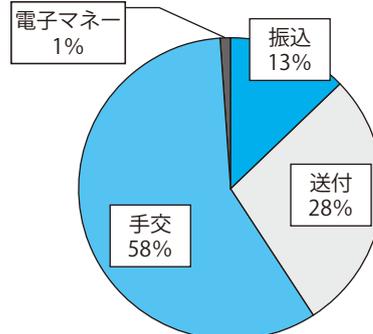
被害の件数・被害額ともに、受け取りに来た犯人に被害金等を手渡す「手交型」が最も多くなっています。また、宅配便やゆうパックなどで被害金を送付する「送付型」は、被害件数では「振込型」より少ないものの、被害額では多くなっており、1件当たりの被害額が大きくなっています。

最近では、コンビニなどで電子マネーを購入させID番号をだまし取る「電子マネー」の手口が急増しています。

交付形態(件数)



交付形態(被害額)



○オレオレ詐欺

子や孫になりすまして、交通事故の示談金や借金返済等を理由に金銭を要求するほか、警察官や銀行協会職員を装い「あなたの口座が振り込め詐欺の犯行に使用されている。」「キャッシュカード」を交換する必要がある。」などと称して、被害者方を訪問してキャッシュカードをだまし取る手口をいいます。

～こんな言葉に要注意～

- 「誰にも言わないで」「内緒にすること」は詐欺
- 「預金保護のために銀行協会から連絡があります。」は詐欺
- 「カゼひいた」「電話番号が変わった」「お金がいる」は詐欺
- 「会社の上司や、同僚を行かせるので現金を渡してほしい。」は詐欺
- 「レターパック、宅配便、ゆうパックで現金を送ってほしい。」は詐欺

○還付金等詐欺

役所や社会保険事務所等の職員をかたり、医療費の還付金等に必要な手続を装って、ATMを操作させ、口座間の送金により現金をだまし取る手口をいいます。

～こんな言葉に要注意～

- 「還付金お知らせの手紙は届いていませんか？」
- 「還付金があります。」
- 「近くのATMへ行ってください。」
- 「ATMの前から電話してください。」

○架空請求詐欺

債権回収業者などを名のり、「サイト料金の未払い」等の名目で金銭を請求するほか、最近では、「名義が勝手に使われており、名簿からあなたの名前を消すのにお金が必要」「あなたは名義貸しで逮捕される」など、全く身に覚えのないことを伝え、金銭を要求する事案が発生しています。

～こんな言葉に要注意～

- 「誰にも言わないで」「内緒にすること」は詐欺
- 「名簿を消すのにお金がいる。」は詐欺
- 「名義を貸して…逮捕される。」は詐欺
- 「レターパック、宅配便、ゆうパックで現金を送ってほしい。」は詐欺

4 被害に遭わないための対策について

(1) 必ず相談

犯人は言葉巧みに話を進めますので、一度電話に出てしまうと相手のペースに巻き込まれて冷静な判断ができなくなってしまうです。

しかし、犯人の話は事実無根のおかしな話ですから、冷静な第三者に相談すれば、「詐欺ではないか」と気付くケースがほとんどです。

電話でお金の話が出たときは、必ず具体的に両親、家族、兄弟姉妹などに相談してください。

相談できる相手がいない、又は相談しても判然としないような場合には、最寄りの警察署や消費生活センターに相談してください。

(2) 家族と連絡を取り合う

ご家族と離れて暮らす方が多くなっています。

普段から定期的に連絡を取っておられる息子さんが、お母さんに電話した際、お母さんから「お金は用意するから安心して」と言われ、「お母さん、お金って何のこと？それはオレオレ詐欺とちゃうか？」と言って被害に遭わなかったという事例も多数あります。

定期的にご家族で連絡を取り合い「家族の絆」で被害を防ぎましょう。

(3) ご自宅の電話機に対策を

犯人の働き掛けの多くは「電話」によるものですから、不審な電話に出ないようにする対策を取ることが非常に有効です。

また、このことによって、悪質なセールスによる被害を防ぐことも可能です。

○電話番号通知サービスを利用し、「非通知」の電話に応答しない

「非通知」で電話してくる相手に応答する必要はありません。

電話帳機能がある電話機であれば、通知された電話番号が電話帳に登録されているか判別する機能が付いており、この機能を利用することで知らない相手の電話に出る必要がなくなります。

電話番号通知サービスのご利用方法については、ご利用されている電話会社にお問い合わせください。

○常時留守番電話に設定し、内容が確認できるまで応答しない

本当に用件がある相手であれば、留守番電話にメッセージを録音するはずです。

留守番電話のメッセージを確認して折り返し電話することで、不審な電話への対応を防止できます。

○防犯機能付き電話機等の活用

家電販売店や電機通信事業者等において、警察から情報提供している犯人の電話番号から着信を自動で拒否する機能等を備えた様々な防犯機器（電話機本体や電話機に取り付ける機器）が販売されています。

このような機器を設置することで、不審電話を撃退することが可能となります。

（防犯機器の詳細は、メーカーや家電販売店にお問い合わせください。）

～兵庫県警察からのお願い～

(1) 金融機関等での声かけにご理解を

県警からの要請により、金融機関等では高齢の方が高額の出金をする場合、お声かけによる確認と、詐欺被害が疑われる場合の警察への連絡を行っています。

お声かけに際し、お金の使い途や支払い先などを詳しく伺わせていただいております。

金融機関等では、詐欺被害かどうかを判別するため、警察とともに研修や訓練を重ねており、多くの方の被害が金融機関職員により阻止されています。

(2) 「だまされた振り作戦」にご協力を

犯人を捕まえることで、その後の多くの被害を防ぐことができます。

もし、ご自宅に犯人から電話があった時には、だまされた振りをつつ、警察に通報していただくことにより、現金を受け取りに来る犯人を警察が捕まえることができます。

皆様の安全を最優先に捜査活動を行いますので、犯人逮捕にご協力をお願いします。

テスト&リサーチ

ガラス製鍋蓋の突然の破損に注意！！

兵庫県内の消費生活相談窓口では、「ガラス製の鍋蓋(なべぶた)が破損した(写真1)」といった相談が、平成26(2014)年4月～平成28(2016)年6月までの約2年間で8件寄せられており、年々増加しています。鍋蓋に使用される「強化ガラス」は、見た目は一般的なガラスと違いはありませんが、破損した際に衝撃と共に細かな破片に粉砕する特性があります。調理中であればやけど等の危険性もあるため、ガラス製の鍋蓋について、取り扱い上の注意を喚起します。

〔強化ガラスとは〕 一般的なガラスに熱処理を加えることで、ガラス表面への衝撃等に対する強度を高めたガラス。急激な温度変化に強い耐熱ガラスとは特性が異なる。

1. 具体的な相談事例 <使用中に鍋蓋が破損した事例>

相談概要

鍋で煮物を調理していた際、鍋の蓋が突然ボンという音と共に、粉々にひび割れた。鍋のメーカーに蓋の破損状況を確認してもらったところ、「蓋の部分にガスコンロの火がかかっていたのではないか。」と説明を受けた。

事故原因

調理中に知らぬ間にずらして置いた鍋の蓋のふちに、ガスコンロの火が直接かかったことにより、蓋の一部が高温になった可能性が考えられます。



写真1. 蓋が破損した状態

2. 破損の再現テスト

ガスコンロで、両手鍋をコンロの中心からずらし、鍋蓋を約3cm程度ずらした状態で、強火で10分間加熱したところ、ずらした蓋のガラス部の温度が約300℃まで上昇しました(写真2)。フライパン等の高さの低いものでは、さらに高温になるおそれがあり危険です。

また、IHクッキングヒーターで、加熱中の両手鍋の横に鍋蓋を約1cm離して置いたところ、1分で蓋の周囲の金属部の温度が約300℃まで上昇しました(写真3)。加熱範囲がわかりにくいIHクッキングヒーターの場合、鍋蓋を置くと短時間でも金属部が高温になる場合があり、安易に触れるとやけどの危険があるため注意が必要です。

いずれの場合も、加熱後すぐに鍋蓋を水(水温約25℃)につけると、ガラスの一部が破損することがありました。

写真2.
ガスコンロでの
蓋の温度分布

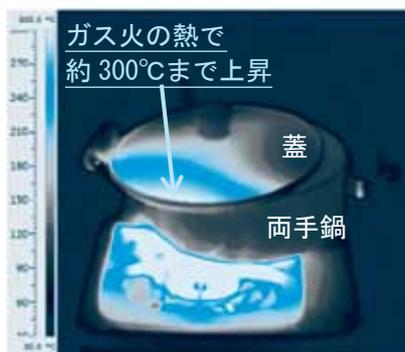
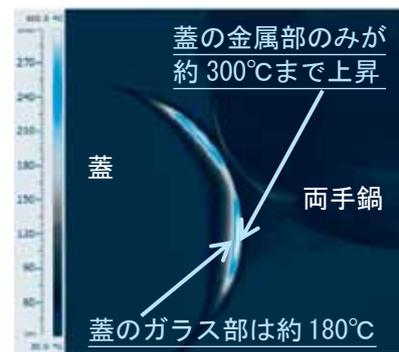


写真3.
IHクッキング
ヒーターでの
蓋の温度分布



3. 強化ガラスを使用した製品での取り扱い上の注意

強化ガラスを使用した製品は、破損した際にガラスが細かな破片となって飛散するため、取り扱う際には以下の点に注意しましょう。

- (1) 研磨剤入りのスポンジや洗剤、金属製タワシ等でこすったり、強い衝撃や摩擦を加えるなど、ガラスに傷がつくことは避ける。鍋の蓋のガラス部に傷が入ったものは使用しない。
- (2) ガスコンロで調理する際は、鍋蓋をずらした状態にしない。
- (3) IHクッキングヒーターで調理する際は、トッププレートに鍋蓋を置かない。
- (4) 鍋蓋は調理後すぐに水につけない。蓋が十分に冷えてから洗う。

TOPICS

景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)の「表示」の考え方

景品表示法では、消費者が商品やサービスを適正に選択できるように、消費者に誤認される「不当な表示」を禁止しています。特定の表示を義務付けたり禁止するなど、表示についての統一的なルールはなく、不当な表示にあたるかどうかは、その表示全体から消費者が受ける印象や認識を基準に、個別に判断されます。

不当な表示とは？

1 優良誤認表示

「これはとても良い品質(規格、内容)だ!」と消費者に思わせておいて、実際にはそうではない表示のことをいいます。

2 有利誤認表示

「これはとてもお得な価格(取引条件)だ!」と消費者に思わせておいて、実際にはそうではない表示のことをいいます。

3 その他誤認されるおそれのある表示

- 無果汁の清涼飲料水等についての表示
- 商品の原産国に関する不当な表示
- おとり広告に関する表示 など6つが指定されています。

対象となる表示とは？

商品等を供給する事業者が、消費者を誘引するために行う「あらゆる表示」をいいます。チラシや看板、パッケージ、テレビ・ラジオのCM、インターネット広告等のほか、口頭による説明も含まれます。

不当な表示を行った事業者はどうなるの？

調査等の結果、事業者の違反行為が認められると措置命令が行われます。また、本年4月からは、新たに課徴金制度が導入され、違反行為の中でも、優良誤認表示または有利誤認表示をする行為をした事業者については、課徴金納付命令が行われることになりました。

詳しくは [事例でわかる景品表示法](#) [検索](#)



くらしに関する相談は…

●市町の相談窓口●

神戸市生活情報センター	078-371-1221
尼崎市消費生活センター	06-6438-0999
西宮市消費生活センター	0798-64-0999
芦屋市消費生活センター	0797-38-2034
伊丹市消費生活センター	072-775-1298
宝塚市消費生活センター	0797-81-0999
川西市消費生活センター	072-740-1167
三田市消費生活センター	079-559-5059
猪名川町消費生活相談コーナー	072-766-1110
あかし消費生活センター	078-912-0999
加古川市消費生活センター	079-427-9179
高砂市消費生活センター	079-443-9078
稲美町消費生活相談窓口	079-492-9151
播磨町消費生活相談コーナー	079-435-1999

西脇市消費生活センター	0795-22-3111
三木市消費生活センター	0794-82-2000
小野市消費生活相談コーナー	0794-63-1000
加西市消費生活相談窓口	0790-42-8739
加東市消費生活センター	0795-43-0502
多可町消費生活センター	0795-32-3322
姫路市消費生活センター	079-221-2110
神河町住民生活課	0790-34-0962
市川町住民税務課	0790-26-1011
神崎郡消費生活中核センター (福岡町立生活科学センター内)	0790-22-4977
相生市消費生活センター	0791-23-7130
たつの市消費生活センター	0791-64-3250
赤穂市消費生活センター	0791-43-7067
宍粟市消費生活センター	0790-63-2225

太子町生活福祉部生活環境課	079-277-1015
上郡町消費生活相談窓口	0791-52-1115
佐用町消費生活センター	0790-82-0670
豊岡市消費生活センター	0796-21-9001
養父市消費生活センター	079-662-3170
朝来市消費生活センター	079-672-6121
香美町消費生活センター	0796-36-1941
新温泉町消費生活センター	0796-92-2070
たじま消費者ホットライン	0796-23-1999
篠山市消費生活センター	079-552-1186
丹波市消費生活センター	0795-82-0996
洲本市消費生活センター	0799-22-2580
南あわじ市消費生活センター	0799-43-5099
淡路市消費生活センター	0799-64-0999

●県の相談窓口●

生活科学総合センター	078-303-0999
東播磨消費生活センター	079-424-0999
中播磨消費生活創造センター	079-281-0993
西播磨消費生活センター	0791-58-0993

但馬消費生活センター	0796-23-0999
丹波消費生活センター	0795-72-0999
淡路消費生活センター	0799-23-0993

●生活科学総合センターホームページもご覧ください。
(<http://www.seiken.server-shared.com/>)

●Aらいふへのご意見、ご感想はメール、ファクスでも!
E-mail:seikatsukagakusogo@pref.hyogo.lg.jp FAX : 078-302-4002

Aらいふ
No.157 平成28年9月30日発行
兵庫県生活科学総合センター
研修広報部 企画研修課

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2

☎(078) 302-4000

28企②-027A4